

# 令和6年度えひめ子どもサポート事業助成金交付要領

## 第1 目的

子育て世帯や貧困等の問題を抱える子どもを支援する社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア・市民活動団体その他の非営利団体又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校におけるグループ等（以下「団体等」という。）に対し、えひめ子どもサポート事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、支援活動の充実を図り、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支えることを目的とする。

## 第2 実施主体

愛媛県から委託を受けた社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う。

## 第3 対象団体等

1 対象となる団体等は、次の要件を全て満たす団体等とする。

- (1) 主たる事務所の所在地が愛媛県内であること。
- (2) 活動を行う区域が主として愛媛県内であること。
- (3) 活動の目的が団体等の規約その他の規程に明確に示されていること。
- (4) 助成した年度に限らず自立して継続した活動ができること。
- (5) 会計管理が適切に行われること。
- (6) 団体等の主たる目的が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
  - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - ③ 特定の政党や候補者等を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者が活動に関与していないこと。

2 子ども食堂枠は前項に加え、次の要件を全て満たす団体等とする。

- (1) 参加者及びスタッフの傷害保険に加入し、安全確保に努めること。
- (2) 保健所が実施している食品衛生管理に関する講習または研修を受講すること。

なお、スタッフの中に調理師や食品衛生責任者等、食品衛生に関する有資格者がおり、スタッフへの指示や注意喚起が十分にできる場合はこの限りではない。

## 第4 対象事業

この助成金の対象とする事業（以下「助成事業」という。）は、子どもや子育て世帯の支援に関する事業であって、次に掲げるものとする。ただし、国、地方公共団体その他民間の助成機関からの助成を受ける事業は、対象としない。

- (1) 学びを支援する事業
- (2) 子どもや親を対象とした居場所づくりや相談支援を行う事業
- (3) 衣食住などの生活の支援を行う事業
- (4) 児童又はその保護者の就労を支援する事業
- (5) 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する事業

- (6) その他子育て支援に資する事業
- (7) 【子ども食堂枠】子ども食堂運営事業

## 第5 対象経費

この助成金は、助成事業の実施に必要な経費のうち、本会が別に定める経費の全部又は一部を対象とする。

## 第6 助成金の額及び交付回数

- 1 助成金の額は、一の団体等につき、第5の対象経費の合計額と基準額200,000円のいずれか低い額とする。
- 2 同一の助成事業に対する助成金の交付回数は、原則として3回を限度とする。

## 第7 助成金採択団体数

- (1) 一般枠 15団体程度
- (2) 子ども食堂枠 5団体程度

応募の状況によっては、助成額の調整により採択団体数が増減する場合があります。また、子ども食堂枠で採択されなかった場合も一般枠で採択される場合があります。

## 第8 交付の条件

助成金の交付決定を行う場合において、次の条件その他必要な条件を付するものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更する場合には、本会の承認を受けなければならないこと。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、本会に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

## 第9 事業実施期間

助成金の交付の決定を受けた日から令和7年3月31日（月）まで

## 第10 応募方法

助成金の交付を受けようとする団体等は、えひめ子どもサポート事業助成金申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、指定する期日までに本会に提出するものとする。ただし、一の団体等につき1事業に限り、応募できるものとする。

## 第11 募集期間

令和6年4月1日（月）から同年5月15日（水）まで

## 第12 選考方法

- 1 選考は、本会が愛媛県の委託を受けて設置するえひめ子ども支援ネットワーク会議（以下「ネ

ットワーク会議」という。)において、総合的に審査し、県の承認を得て決定する。

- 2 ネットワーク会議の座長が必要と認める場合は、同会議において、団体等から聴き取りを行うことができる。

### 第13 選考結果

選考結果については、応募のあった団体等に文書で通知する。

### 第14 事業実施後の事業評価・実施報告書の提出

助成事業を実施した団体等は、助成事業完了後速やかに事業評価を行い、その結果を助成事業完了後1か月以内に、えひめ子どもサポート事業実施報告書(様式第2号)本会に報告するものとする。この場合において、ネットワーク会議の座長は、当該団体等を同会議が開催する研修会等に出席させ、報告を求めることができる。

### 第15 助成金の交付

- 1 助成事業を実施した団体等は、第13による実施報告書の提出後、指定する期日までに、えひめ子どもサポート事業助成金請求書(様式第3号)を本会に提出するものとする。
- 2 本会は、第13により提出された実施報告書に基づき、助成事業の内容を審査し、適当と認めるときは、助成事業の実施に要した対象経費について助成金を交付する。

### 第16 助成金の概算払

- 1 本会は、第14の規定にかかわらず、助成事業の実施上必要と認めたときは、助成金の全部又は一部を概算払することができる。
- 2 助成金の交付の決定を受けた団体等は、概算払の交付を受けようとするときは、本会が別に定める書類を本会に提出するものとする。

### 第17 情報公開

助成事業を実施した団体等の名称及び当該事業の内容は、愛媛県ホームページその他の広報媒体によって公開する。

### 第18 助成金の交付決定の取消し

助成金の交付を受けた団体等が、助成金を他の用途へ使用し、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### 第19 助成金の返還

助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

## 第20 その他

この要領に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、本会が別に定める。